7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率（発電端・HHV）（%）													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）													
設備に投入したエネルギー量（GJ）													
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量（GJ）													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　1　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの

2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第10表６の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第10表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。

3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

4　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。

5　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

8　屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況	出力	面積
設置済み	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等

耐震基準及び積載荷重 ＼ 1建屋あたりの屋根面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く。）	0kg/㎡以上 3kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	3kg/㎡以上 6kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	6kg/㎡以上 10kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	10kg/㎡以上	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	不明	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	小計	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物		㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
合計					㎡
					㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件

屋根面積	
屋根の積載荷重	
屋根形状	
建屋の築年数	
その他	

条件を満たす屋根の合計面積	㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合	%

備考　1　本表は、エネルギー管理指定工場等を合計した値を記載すること。なお、エネルギー管理指定工場等以外の工場等の値についても計上することができる。

2　設置予定の屋根太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が３年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等については、１建屋当たりの屋根面積及び積載荷重ごとに区分された報告欄に対して、上段に「屋根設置太陽光発電設備を設置済みの面積の合計（㎡）」、下段に「屋根の面積の合計（屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。）（㎡）」を記入すること。なお、１建屋に耐震基準又は積載荷重の異なる屋根が複数ある場合は、それぞれの屋根を分けて該当する報告欄に計上すること。

4　新耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）６月１日以降に建築確認が完了した建築物を指す。旧耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）５月31日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

5　屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。